

阿賀野市告示第36号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり告示し、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに阿賀野市上下水道局に意見を提出することができる。

令和4年3月10日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 事業名

阿賀野市公共下水道（新井郷川処理区）

2 下水道事業計画の案の縦覧場所

阿賀野市上下水道局 阿賀野市中島町7番20号

3 縦覧の期間

令和4年3月10日（木）から

令和4年3月24日（木）まで